

監理技術者講習の有効期間取り扱い変更のお知らせ

建設業法施行規則の一部改正（令和3年1月1日から施行）

《改正後》（講習の受講）

建設業法施行規則の改正により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても 同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない。



有効期限を迎える年の1月～12月の期間中にご都合の良い日に受講することにより5年後の12月31日まで有効となります。

※大臣認定対象者の有効期間は上記改正の適用外

大臣認定（大臣認定者）の更新について

建設業法第15条第2号の規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力有する者として認定する、いわゆる「大臣認定」の有効期間を更新するためには、認定書の有効期限前1年以内に監理技術者講習を受講しなければならない、有効期限までに更新手続きを行わなかった場合認定は失効します。大臣認定書と技術検定合格証明書とは異なるものですのでご注意ください。

※建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行により、監理技術者講習の有効期間の取扱が令和3年1月1日から変更されていますが、大臣認定については変更の対象外ですのでご注意ください。

経営事項審査の主な改正事項（令和4年8月15日公布）

（国土交通省 監理技術者講習受講者の経審上の加点内容の改正より）

令和4年8月15日以降の申請で適用

監理技術者講習を受講した日の翌年の開始日から5年間加点可能。

例、平成30年2月28日講習受講 → 令和5年12月31日まで加点可能